

伊自良南小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本会は伊自良南小学校 P T A という。
第 2 条 本会は事務局を伊自良南小学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 本会は、「家庭と学校と社会における児童の健全な育成をはかる」ことを目的とする。
第 4 条 本会は、前条の目的をとげるために、会員相互の学習その他必要な活動を協力して行う。
1、学校、家庭、社会における児童の福祉を推進する。
2、会員の教養を高め、かつ民主教育の理解を深める。
3、学校と家庭との連絡を密にし、児童の心身の健全な発達をはかる。
4、会員の協力によって学校の教育環境を改善する。

第 3 章 方 針

- 第 5 条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と必要に応じ
て協力する。
2、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とする
ような行為は行わない。
3、本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉
をも受けない。
4、本会は、教育問題について意見を述べ討議はするが、学校の管理や教員の
人事には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 6 条 本会の会員は、伊自良南小学校に在籍する児童の保護者及び学校の教職員で
ある。
第 7 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費の金額及び納入方法について
は総会において決める。

第 5 章 経 理

- 第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費、補助金及びその他の収入によって運用さ
れる。
第 9 条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて執行される。
第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会において報告され承認を得なければな
らない。
第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役 員

- 第 12 条 本会の役員は、会員の中から次の通り定める。
1、会 長 1 名
2、副会長 2 名
3、書記 2 名 内 1 名は教員
4、会計 2 名 内 1 名は教員
第 13 条 役員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。但し、
再任を妨げない。
第 14 条 役員の任務は次の通りである。
1、会長は、本会を代表し会務を整理する。
2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3、書記は、総会並びに各種会議の正確な記録を保管し、必要に応じて公開す
る。
4、会計は、金銭の出納を司り、受領書ならびに費用の正確な記録を保管し、
必要に応じて公開する。
5、第 12 条で定めた役員は、第 14 条 2 項から 4 項に掲げる任務の遂行が事
故等の事由により困難を極めた場合、その任務を兼任することができるもの

- とする。
第15条 学校長及び教員は、各会議、委員会に出席し、審議に参加して意見を述べる
ことができる。
第16条 会長の諮問機関として、顧問を置くことができる。

第7章 会計監査委員

- 第17条 本会の会計を監査するため、会計監査委員1名を置く。
第18条 会計監査委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
但し、再任を妨げない。
第19条 会計監査委員は、必要に応じて監査し、定期総会にその結果を報告するものとする。定期総会に出席できない場合は、書面にて報告し、代読は総会議長とする。
会計監査委員は、必要に応じて執行部会に出席することができる。

第8章 代議員・家庭教育委員

- 第20条 本会の活動を行うために、代議員5名、家庭教育委員6名を置く。
第21条 代議員、家庭教育委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
第22条 各委員の任務については、細則によりこれを定める。

第9章 役員・会計監査委員・代議員長・家庭教育委員長の選出

- 第23条 各地区毎に本部役員候補者1名、代議員1名を会員より選出する。必要に応じて顧問の応援を得る。
本校の校区外から通学する児童の保護者については、以下(1)(2)のとおり扱う。
(1) 当該児童が大門、藤倉、大森、小倉、洞田地区のいずれかの通学班に所属する場合には、その地区の選出対象者に含む。
(2) 当該児童がスクールバス送迎などで、いずれの通学班にも所属しない場合には、学校の所在地である大森地区の選出対象者に含む。
第24条 役員は、本部役員候補者の互選により選出し、総会において承認を得るものとする。
第25条 会計監査委員は、会長が指名し、総会において承認を得るものとする。
第26条 代議員長1名、副代議員長1名を、互選により選出する。
第27条 各学級より、学級長1名と副学級長1名を選出し、学級長が家庭教育委員を兼ねる。
家庭教育委員長1名、副委員長1名を互選により選出する。

第10章 総会

- 第28条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
第29条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は、年度初めと年度末に開催する。
第30条 1、年度初めに総会に審議すべき事項は次の通りとする。
ア、前年度事業、決算の報告並びに承認
イ、本年度予算の審議並びに承認
ウ、本年度事業計画の審議並びに承認
エ、その他重要事項
2、年度末総会に審議すべき事項は次の通りとする。
ア、次年度役員、会計監査委員の承認
イ、その他重要事項
第31条 総会の議事は、出席者の過半数で決まる。

第11章 役員会、執行部会、委員会

- 第32条 1、役員会は役員をもって構成し、会長がこれを招集する。
2、役員会の審議事項は次の通りである。
ア、執行部会で協議すべき事項
イ、事業計画、予算の調整
ウ、その他重要事項
3、緊急止むを得ない場合は、役員会での審議事項について、執行部会を経ずして執行できるが、それ以後の執行部会で承認を得なければならない。
第33条 1、執行部会は、役員、代議員長、家庭教育委員長をもって構成し、会長がこ

- れを招集する。
2、執行部会の審議事項は次の通りである。
ア、総会で審議すべき議案
イ、事業計画の推進、予算の執行に関すること
ウ、その他重要事項
第34条 本会に、代議員会、家庭教育委員会を設ける。
委員会の活動内容は細則によりこれを定める。

第12章 付則

- 第35条 本会の規約改正は、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならぬ。語句等の軽微な変更は執行部会で決定できる。
第36条 本会の規約は、昭和47年4月1日より施行する。

昭和56年4月22日一部（第13, 23, 24条）改正
平成3年12月1日一部（第18, 19, 26, 29, 30, 31条）改正
平成11年4月21日一部（第29条）改正
平成14年4月19日一部（第27条）改正
平成16年2月27日一部（第6条3）改正
平成17年12月7日一部（第19, 20, 22, 23, 24, 25, 29, 30, 31条）改正
正
平成23年3月4日一部改正（第14条5追加）
平成25年4月22日一部（第30条3、31条1）改正
平成25年4月24日一部（第19条、第31条3・4）改正
平成26年4月25日一部（19条、第31条）改正
平成28年4月22日一部（18条）改正
平成31年3月1日一部（6条、18～36条）改正
令和3年1月29日一部（23条）改正

細 則

- 第1条 各委員会の活動内容を次のように定める。また、各委員の任期は1年とする。
1、代議員会
○地区の会員と執行部との間の連絡や調整に関すること
○資源回収に関すること
○美化活動に関すること
○「ふれあい学習」の活動に関すること
○保護者による登校指導など、子ども会育成会と連携した活動に関すること
○学校の交通安全教育への協力と、児童の校外における交通安全対策に関すること
2、家庭教育委員会
○学級懇談会等の企画運営に関すること
○家庭教育（家庭学習、情報モラルなど）に関すること
第2条 会長は、必要に応じて執行部会の承認を得て、特別委員会を設けることができる。
第3条 学校の環境整備に関わる奉仕作業は、会長の招集する執行部会において審議し、企画・運営する。

[平成3年12月1日一部（1, 3条）改正]
[平成17年12月7日改正]
[平成25年4月22日一部（1条）改正]
[平成26年4月25日一部（1条2・4）改正]
[平成28年4月22日一部（1条1・2）改正]
[平成31年3月1日一部（1条1・2）改正]

